

生物遺伝資源寄託同意書

_____（以下「寄託者」という。）と国立大学法人広島大学（以下「受託者」という。）とは、次の事項に同意する。

1. 受託者は、ライフサイエンスの分野における研究開発及びその実用化の発展のため、両生類リソースの寄託を受け、これを収集、維持、保存、増殖、品質管理・向上並びに研究者及び教育者等に対する有償提供を行っている。本同意書は、寄託者が受託者にリソース_____（以下「本件リソース」という。）を寄託するにあたっての相互の合意事項を定めるものである。
2. 寄託者は、本件リソースを無償で受託者に寄託する。この寄託においては、知的財産権の移転は含まれない。但し受託者は、前項記載の目的のため、本件リソースについて、維持、保存、増殖、品質管理・向上を行い、研究者及び教育者等に対し有償提供を行うことができる。
3. 寄託者は、本件リソースの寄託にあたって、本件リソースの由来、特性並びに品質に関する正確な情報（特許等を含む）を受託者に提供する。受託者は、本件リソースに関する情報を必要に応じて更新し、データベース、カタログ、ホームページ等を介して広く公開することができる。
4. 寄託者は、本件リソースに関し、本同意書の条件に従って受託者に寄託する権限を有し、法律上あるいは契約上なんら禁止ないし制限を受けていないことを確認する。
5. 本件リソースの由来は以下のとおりである。

（該当する条項の□を■とする。）

- 本件リソースは、寄託者が開発したリソースであり、寄託者が寄託する権限を有する。
 - 他者が開発したリソースで本件リソースの寄託にあたっては開発者の許可を得ている。
 - 本件リソースは、寄託者が購入したものであるが、寄託をすることについて制限を受けていない。
 - その他（_____）
6. 受託者は、本件リソースを寄託者が定める次の条件下で利用を希望する者（以下「利用者」という。）へ提供する。（受託者は、付加された寄託条件をデータベース、カタログ、ホームページ等に提供条件として掲載する。）

（該当する条項の□を■とする。）

- 条件を付加しない。（本件リソース利用の結果得られた成果にかかる権利の共有等についてなんら主張をしない。）
- 以下の条件を付加する。
 - 利用者は、研究成果の公表にあたって寄託者の指定する文献を引用する。
[指定論文名] _____
 - 利用者は、研究成果の公表にあたって寄託者への謝辞の表明を必要とする。
 - 利用者は、寄託者から事前に提供承諾書を取得する。
 - 利用者は、研究成果に係る権利等の取り扱いについて寄託者と協議する。
 - 利用者は、寄託者と共同研究を行う。（必要に応じて、別途、共同研究契約を締結する。）
 - 利用者は、非営利機関に限定する。
 - 利用者は、学術研究でのみ本件リソースを利用することができる。
 - 利用者は、商業利用する場合は寄託者から事前に提供承諾書を取得する。
 - その他（_____）

なお、受託者は、利用者に対し本件リソースを提供する際には、利用者から第三者への二次提供を禁じ、かつ上記の内容を遵守するように定めた適切な生物遺伝資源提供同意書を利用者との間で締結することとする。

7. 寄託者は、本件リソースの維持、保存、増殖、品質管理・向上並びに利用者への提供段階でのやむを得ない事情による変質・滅失あるいは自然災害その他の受託者が意図しない本件リソースの滅失・散逸、それらに伴う寄託者の経済的損失等について、受託者に対し責を問わない。
8. 本件リソースの寄託にあたっての送料は、受託者が負担する。
9. 本件リソースの輸送段階の事故処理については、速やかに双方で協議し処理する。
10. 受託者は、広島大学両生類研究センターの意見等を踏まえ、維持方針の変更が生じた場合は事前に寄託者に連絡のうえ、本件リソースの維持・保存・提供の中止その他の処分をすることができる。
11. 寄託者は、本件リソースの寄託にあたって、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成 15 年法律第 97 号）、名古屋議定書に対応した国内措置である「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針（ABS 指針）」等、必要に

応じて該当する日本の法令及びガイドライン等によって認められる範囲内で取り扱わなければならない。
なお、当該関連法令等に基づく手続きが必要な場合には、寄託者及び受託者は当該法令等に従ってその手続きをしなければならない。

(該当する条項の□を■とする。)

本件リソースは、ABS 指針に関して、

対応を必要としないリソースである。

必要な手続きを済ませている。

その他 ()

12. 本同意書に定めのない事項及び本同意書の履行について疑義を生じた内容については、双方が協議し円満に解決を図る。

以上により同意書 2 通を作成し、寄託者、受託者それぞれ 1 通を所持する。

年 月 日

【寄託者】

機関名・会社名：

所在地：

機関等代表者 役職・氏名：

研究責任者所属・氏名：

印

印

【受託者】

機関名：国立大学法人広島大学

所在地：広島県東広島市鏡山一丁目 3 番 2 号

国立大学法人広島大学

分任契約担当職

理事（学術・社会連携担当）安倍 学

印